

最高裁秘書第4673号

令和元年9月25日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

8月6日付け（同月7日受付、第014176号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

令和元年度長官所長会同・議事概要（6月19日、20日実施）（片面で3枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話 03（3264）5652（直通）

令和元年度長官所長会同・議事概要

(6月19日, 20日実施)

1 6月19日, 20日の両日にわたり, 最高裁判所において, 高等裁判所長官, 地方裁判所長及び家庭裁判所長会同が開催された。

本年の会同においては, 平成27年から昨年までと同様, 裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について, 協議を行った。本年は, 各事件分野（民事・刑事・家裁）に共通する裁判部門の現状と課題等について議論され, その課題への対応において部総括裁判官や所長に求められる役割等について意見交換を行った。

(1) 各事件分野（民事・刑事・家裁）に共通する裁判部門の現状と課題等

民事分野では, 昨年の長官所長会同の結果が還元されたことを契機として, 部内において議論をする雰囲気が醸成され, 合議のやり方の工夫等, 合議の充実に関する議論や疑似合議が積極的に行われるようになってきているといった実情が紹介された。刑事分野では, 裁判員裁判を行う中で合議が活性化しているほか, 合議体や部を超えてより良い裁判を実現する観点からの議論が日常的にできており, 裁判員裁判が現在のような姿として制度化された理由を視野に入れて議論している者もいるとの実情が紹介された。家裁分野では, 後見関係事件のように, 家裁全体としての処理方針の検討を求められる事件や, 他職種との連携を必然的に意識すべき事件も多く, 部あるいは家裁全体での議論が活発に行われているとの実情が紹介された。このように, 各部や部に準ずる組織において, 主に事件処理を中心に議論や意見交換が日常的に行われており, こうした点ではこれまでの長官所長会同における議論の成果が着実に感じられるようになっているとの認識では異論がなかった。

もっとも, 個別の事件処理のための議論にとどまらず, その前提となるような目指すべき裁判の姿についての共通認識の形成や技法の承継が自覚的に行われて

いるとはいえない状況もうかがわれた。その要因としては、自らの職責を果たす基本的な場としての部の意義等について、裁判官の共通認識が十分に形成されてしまうおらず、そのため部等における議論の広がりや深まりが十分ではないといった問題点等が指摘された。具体的には、民事分野では、合議の充実を図る意義についての十分な理解がないままに、個別事件の処理をめぐる議論に傾斜している部分もあるのではないかなどと、実際の合議の質についての課題を指摘する意見が出された。刑事分野では、裁判員裁判が施行から10年を経過して安定的に運営されている中で、裁判員裁判以外の事件を含めて在るべき裁判の姿を探求する議論が必要ではないかといった指摘がされた。家裁分野では、特に後見関係以外の審判事件や人事訴訟事件等、議論の必要性を意識しにくいものにおいて、審理や起案の在り方等に関する部内の議論が不十分であるとの指摘がされた。

(2) 部の機能を高めていくために部総括裁判官や所長に求められる役割等

以上のような現状を前提に、今後、紛争解決を含めた部の機能を高めていくためには、部において、事件処理上の課題をめぐる議論の深化や広がりを追求するのみならず、司法行政上の課題等についても議論を交わすことが期待されるが、そのような認識が部総括裁判官にも陪席裁判官にも共有されていないのではないか、前提として司法行政事務における部や部総括の権限を整理することが必要ではないかといった意見のほか、事件処理とこれに関連する司法行政事務とを明確に切り分けることはできないとの認識を持つことが重要ではないかといった意見が出された。

そして、部総括裁判官を含めた裁判官が部における議論を通じて部の機能を高めていくことを可能にするためには、所長が、検討のための場や議論のきっかけを提供することや、異動等にかかわらず部の機能の活性化等の取組を継続させるための工夫が必要であるといった意見が出されたほか、部の機能を高めていくためには高裁が果たすべき役割も重要であり、組織として一体感をもって取り組んでいく必要があるとの意見が出された。

2 事務的協議

(1) 民事訴訟手続のIT化について

本年度中に一部の庁でウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の新たな運用が実施されることが予定されているところ、その円滑な開始のために今後どのような取組を行うべきか等について議論がされたほか、今後IT化を進めいく上で、裁判官を含めた職員がIT化の意義や目的を共有し、本庁だけでなく支部を含めた全庁的な取組としていく必要性が再確認された。その際に弁護士会の理解と協力を得ることが重要であることについても異論はなかった。

(2) 裁判所と地域社会とのつながりについて

各庁から、地域の実情に応じて、裁判員経験者の参加も得ながら裁判員制度10周年の広報活動が積極的に実施されていることが紹介されたほか、その過程で構築された地域社会とのつながりを維持・深化させていくことの重要性について議論がされた。また、成年後見制度の利用促進に向けた自治体との連携については、裁判所側の要望を伝えるだけでなく、地域の実情や自治体側の要望を踏まえて積極的に連携の意義を訴え、協力の姿勢を示すことなどにより、自治体との相互理解や地域社会との結び付きを深めることが重要であるなどの議論がされた。